

## こども食堂ネットワークいるま 定時総会

期日 令和8年5月10日(日)

時間 午前9時30分～

会場 入間市市民活動センター活動室1

### 次 第

1. 開会
2. 会長挨拶
3. 議長選出
4. 議案
  - (1) 令和7年度 事業報告
  - (2) 令和7年度 決算報告・監査報告
  - (3) 役員(案)
  - (4) 令和8年度 事業計画(案)
  - (5) 令和8年度 予算(案)
  - (6) その他
    - ・万燈まつり実施報告
    - ・KUROKO 報告と今年度の予定
    - ・企業からの寄附のご報告
    - ・企業との事業協同開催について
    - ・ネットワーク会員ができることについて
5. 議長解任
6. 来賓紹介
7. 事務連絡
8. 閉会



令和7年度こども食堂ネットワークいるま 事業報告

No.	開催日	事業名	会場	備考
1	R7.4月23日(水)	役員会	市民活動センター	19時～
2	5月10日(土)	パンフレット仕分け KUROKO食品仕分け	市民活動センター	16時～
3	5月11日(日)	こども食堂ネットワークいるま 総会・交流会	市民活動センター	9時半～
4	6月21日(土)	役員会	市民活動センター	9時半～
5	7月16日(水)	万燈まつり準備会	市民活動センター	19時～
6	7月16日(水)	畑でこども食堂打合せ	JA	10時～
7	9月8日(月)	畑でこども食堂打合せ	畑(現地)	10時～
8	9月17日(水)	万燈まつり準備会	市民活動センター	19時～
9	9/27(土) 10/13(月・祝) 11/15(土)	第1～3回 畑でこども食堂	畑(現地)	9時～
10	10月15日(水)	万燈まつり準備会	市民活動センター	19時～
11	10月25.26日(土日)	万燈まつり参加	市民活動センター	19時～
12	11月19日(水)	万燈まつり反省会・定例会	市民活動センター	18時～ 19時～
13	12月4日(木)	畑でこども食堂振り返り・来期打合せ	JA	10時～
14	R8.1月21日(水)	役員会	市民活動センター	19時～
15	2月18日(水)	定例会	市民活動センター	19時～
16	3月18日(水)	役員会	市民活動センター	19時～
17	通年	KUROKOプロジェクト	市内小中学校等	
18	通年	登録団体の後方支援	市内こども食堂・学習 支援・居場所など	

上記のとおり、報告いたします。

2026年5月10日

こども食堂ネットワークいるま 会長

## 令和7年度こども食堂ネットワークいるま本会計決算書

### 【収入の部】

※単位：円

	項 目	予算額(A)	収入済額(B)	差額(B-A)	付 記
1	寄付金	1,000,000	1,628,445	628,445	(株)USEI,東成建設(株)他
2	助成金	100,000	260,000	160,000	埼玉県社協こども食堂・未来応援基金 市町村域ネットワーク助成事業
3	雑収入	43	2,402	2,359	基金残高繰越、利息
4	繰越金	2,502,457	2,502,457	0	
	合 計	3,602,500	4,393,304	790,804	

### 【支出の部】

※単位：円

	項 目	予算額(A)	支出済額(B)	差額(A-B)	付 記
1	会議費	3,000	0	3,000	
2	事業費	900,000	559,943	340,057	KUROKO PJ、万燈まつり参加事業
3	活動助成金	2,200,000	1,275,667	924,333	各団体への助成金
4	通信費	10,000	630	9,370	受領書送付用切手代
5	事務費	50,000	9,860	40,140	各団体への振込手数料
6	広報費	70,000	66,000	4,000	LINE公式アカウント運営費
7	消耗器具、備品費	100,000	4,072	95,928	事務用品代
8	賛助協力費	30,000	1,000	29,000	わくわくマップ賛助金
9	予備費	239,500	0	239,500	
	合 計	3,602,500	1,917,172	1,685,328	

### 【繰越額】

収入額4,393,304円 - 支出済額1,917,172円 = 2,476,132円  
差額2,476,132円を次年度に繰り越します。

上記のとおり、報告いたします。

令和8年 5月 10日

こども食堂ネットワークいるま 会長 村野 裕子 ㊟

令和7年度会計監査をいたしましたところ、上記の通り相違ないことを認めます。

令和8年 4月 29日

こども食堂ネットワークいるま 監査 今井 文香 ㊟

こども食堂ネットワークいるま 監査 吉川 哲夫 ㊟

◇こども食堂ネットワークいるま役員名簿（案）

No.	役 割	氏 名
1	会 長	村野 裕子
2	副会長	梅 陽子
3	会 計	林田 匡平
4	会計補佐	梅 裕晶
5	書 記	森下 翔子
6	幹 事	武藤 匡志
7	幹 事	長 純
8	幹 事	八巻 泉
9	監 査	今井 文香
10	監 査	吉川 哲夫



令和8年度こども食堂ネットワークいるま 事業計画(案)

No.	開催日	事業名	会場	備考
1	R8.4月15日(水)	役員会	市民活動センター	19時～
2	5月8日(金)	パンフレット仕分け KUROKO食品仕分け	市民活動センター	16時～
3	5月10日(日)	こども食堂ネットワークいるま 総会・交流会	市民活動センター	9時半～
4	6月	役員会	市民活動センター	9時半～
5	7月15日(水)	万燈まつり準備会	市民活動センター	19時～
6	9月16日(水)	万燈まつり準備会	市民活動センター	19時～
7	10月14日(水)	万燈まつり準備会	市民活動センター	19時～
8	(予定) 10月24,25日(土日)	万燈まつり参加	市民活動センター	19時～
9	11月18日(水)	万燈まつり反省会・定例会	市民活動センター	18時～ 19時～
10	R9.1月	役員会	市民活動センター	19時～
11	2月17日(水)	定例会	市民活動センター	19時～
12	3月	役員会	市民活動センター	19時～
13	通年	KUROKOプロジェクト	市内小中学校等	
14	通年	登録団体の後方支援	市内こども食堂・学習 支援・居場所など	

上記のとおり、提案いたします。

2026年5月10日

こども食堂ネットワークいるま 会長

令和8年度こども食堂ネットワークいるま 本会計予算書(案)

【収入の部】

※単位:円

	項 目	8年度予算額(A)	7年度予算額(B)	差額(A-B)	付 記
1	寄付金	1,000,000	1,000,000	0	(株)USEI,東成建設株)他
2	補助金	450,000	0	450,000	入間市、入間市社会福祉協議会から
3	助成金	100,000	100,000	0	各種基金などによる助成金
4	雑収入	68	43	25	利息
5	繰越金	2,476,132	2,502,457	△26,325	
	合 計	4,026,200	3,602,500	423,700	

【支出の部】

※単位:円

	項 目	8年度予算額(A)	7年度予算額(B)	差額(A-B)	付 記
1	会議費	3,000	3,000	0	各会議費
2	事業費	1,350,000	900,000	450,000	KUROKOプロジェクト、研修講師代
3	活動助成金	2,200,000	2,200,000	0	各団体への助成金
4	通信費	10,000	10,000	0	切手代他
5	事務費	50,000	50,000	0	振込手数料他
6	広報費	70,000	70,000	0	公式LINE運営費他
7	消耗器具、備品費	100,000	100,000	0	消耗品費
8	賛助協力費	30,000	30,000	0	団体協力金
9	予備費	213,200	239,500	△26,300	
	合 計	4,026,200	3,602,500	423,700	

上記のとおり、提案いたします。

令和8年 5月 10日

こども食堂ネットワークいるま 会長

# こども食堂ネットワークいるま規約

<p>第1章 総則 (名称及び事務局)</p> <p>第1条 本会は、こども食堂ネットワークいるまを称し、事務局を入間市社会福祉協議会に置く。</p> <p>第2章 目的及び所掌事務等 (目的)</p> <p>第2条 本会は、入間市内で食を通じた居場所づくり（以下、「こども食堂」という。）を実施する運営者同士及び他の子どもの居場所づくりを実施する運営（以下、「居場所づくり運営」と略す）者との情報交換や連携の促進を目的とする。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第3条 本会は、次の事務を所掌する。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) こども食堂運営者相互及び他の居場所づくり運営者との情報交換に関する事。</li><li>(2) こども食堂運営者相互及び他の居場所づくり運営者との連携に関する事。</li><li>(3) こども食堂を中心に居場所づくり運営者への支援に関する事。</li><li>(4) こども食堂を中心に居場所づくり運営のスタッフ養成や研修の開催に関する事。</li><li>(5) こども食堂を中心に居場所づくり運営の調査研究に関する事。</li><li>(6) 様々な理由で困難な状況にある子どもへの支援事業の検討及び実施に関する事。</li><li>(7) 広報に関する事。</li><li>(8) 予算及び決算に関する事。</li><li>(9) 規約の改正に関する事。</li><li>(10) その他必要な事項に関する事。</li><li>(11) 上記のうち、窓口業務に関する事は社会福祉協議会が行うこととする。</li></ol> <p>第3章 組織、役員、任務等 (組織)</p> <p>第4条 本会は、入間市内で、こども食堂を実施している運営者並びに本会の目的に賛同した個人及び団体を会員として組織する。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 正会員（個人及び団体）</li><li>(2) 賛助会員（個人及び団体）</li><li>(3) 協力会員（団体）</li><li>(4) 特別会員</li></ol> <p>2 正会員は議決権を持つものとする。</p> <p>3 賛助会員は本会の活動を支援するものとする。</p> <p>4 協力会員・特別会員は別途定める。</p> <p>(会員の加入と脱退)</p> <p>第5条 会員の加入と脱退は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 本会に加入しようとするものは、本会への加入手続きをもって届けるものとする。</li><li>(2) 会員の脱退は、本人の申出があった時とする。</li></ol> <p>(役員)</p> <p>第6条 本会に次の役員を置き、会員の中から選出するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 会長 1名</li><li>(2) 副会長 若干名</li><li>(3) 幹事 若干名</li><li>(4) 会計 若干名</li><li>(5) 監査 若干名</li></ol> <p>2 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>(任務)</p> <p>第7条 役員は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。</li><li>(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。</li><li>(3) 会計は、本会の会計をつかさどる。</li><li>(4) 監査は、会計及び資産の状況を監査する。</li></ol> <p>(協力会員・特別会員)</p> <p>第8条 協力会員・特別会員は役員会の推薦により会長が指名する。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>2 協力会員は、本会と目的を共有し、協力・連携するものとする。</li><li>3 特別会員は、顧問、アドバイザー及び、その他必要と認められたものとする。</li></ol> <p>(会議)</p> <p>第9条 本会の会議は、総会、役員会、定例会とし、会長が招集し会議の議長となる。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>2 総会は次のとおりとする<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 定時総会は、毎年1回開催する</li><li>(2) 臨時総会は、会員の三分の一以上の請求があった時、又は役員会において総会開催の議決があった時に会長が招集する。</li><li>(3) 災害・伝染病感染等の影響により、総会の開催ができない或いは適切ではない場合は、記録として残る書面等での手続きにより審議決定（書面評決）ができるものとする。</li></ol></li><li>3 総会では、事業計画及び事業報告、予算及び決算、その他の重要事項について審議決定する。</li><li>4 役員会は、本会の総括的な運営について審議決定する。</li><li>5 定例会は、原則として2か月に一度開催し、会員同士の情報交換を目的とする。</li><li>6 その他、会長が必要と認められた会議は、随時開催することができる。</li></ol>	<p>第4章 会計 (会計)</p> <p>第10条 本会の収入は、寄付金及びその他の収入をもって充てる。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>2 役員会の在籍数の3分の2以上の賛成をもって決議(以下条件略)し、臨時基金積立または戻入をできるものとする。</li><li>3 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わるものとする。</li></ol> <p>第5章 基金 (基金)</p> <p>第11条 本会は、様々な理由で困難な状況にある子どもの支援を機動的に行なう目的で基金を設ける。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>2 基金名を「こどもの笑顔応援基金」とする。</li><li>3 基金目的に沿った寄付金及び、本会計からの基金積立を原資とする。</li><li>4 基金からの支出は、役員会の決議に基づいて、機動的に行なう。</li></ol> <p>第6章 その他 (規約の変更)</p> <p>第12条 本会の規約の変更は、総会において出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。</p> <p>(雑則)</p> <p>第13条 この規約に定めのない事項が生じたときは、役員会で協議の上決定するものとする。</p> <p>附則</p> <p>この規約は、平成30年2月1日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この規約は、令和2年7月1日から変更施行する。</p> <p>附則</p> <p>この規約は、令和3年5月19日から変更施行する。</p>
--	--